

岩手県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年2月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ジャパンケアサービス東日本	東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ハッピー釜石・ヘルパーステーション	釜石市鈴子町5番6号	釜石市野田町二丁目21番3号	平成21年11月9日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ジャパンケアサービス東日本	東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ハッピー釜石・ヘルパーステーション	釜石市鈴子町5番6号	釜石市野田町二丁目21番3号	平成21年11月9日